

平成28年第4回長与町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成28年12月 6日
本日の会議 平成28年12月20日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員

3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時12分

平成28年第4回長与町議会定例会
議事日程（第6号）

平成28年12月20日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	61	長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	※総文
2	62	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例	※総文
3	64	長与町表彰条例の一部を改正する条例	※総文
4	65	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	※総文
5	66	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	68	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	69	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
9	70	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
10	93	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
11	63	長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	※産厚
12	71	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
13	72	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	※総文
14	73	上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例	※総文
15	74	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
16	75	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
17	76	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
18	77	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	※総文
19	78	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
20	79	長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文

日程	議案番号	件名	備考
21	80	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
22	81	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	※総文
23	82	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	※総文
24	85	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
25	86	長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
26	87	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
27	83	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚
28	84	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
29	88	長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
30	89	平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
31	90	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	※産厚
32	91	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	※産厚
33	92	平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
34	—	議員派遣の件	
35	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。19日までの委員会審査、お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第61号長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。

日程第2、議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例。

日程第3、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例。

日程第4、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例。

日程第5、議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第6、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第7、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第8、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○議員（喜々津英世議員）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから委員長の報告をさせていただきますと思います。まず初めに、総務文教常任委員会の議案審査にあたっては、本会議で提案された議案のうち一般会計補正予算第4号を除いて、所管が同じ議案については一括して議案の説明を受け、質疑および討論並びに採決は議案ごとに行う方法をとります。今回の委員長報告の主な質疑は一括して報告することといたしました。まず議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例につきましては、平成28年12月12日全委員出席のもと、説明員として久保平企画財政部長、荒木政策企画課長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由、主な内容につきましては、本町と長崎市との間で長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議を進めるにあたり、議会の議決が必要であるため提案したもので、協約は国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に準拠したのものになっている。連携中枢都市圏構想は、人口の減少、少子化、高齢化が進む中において、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的と

している。連携する取組は、まず1番目に圏域全体の経済成長のけん引に関する取組、これは4つの政策分野があります。2番目に高次の都市機能の集積・強化に関する取組、これは3つの政策分野があります。3つ目に圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組、これは3つの政策分野があります。この24の取組内容が示されました。財政措置については、普通交付税については中枢都市である長崎市が対象で1億6,500万円措置される。特別交付税については、長崎市に1億円、本町に1,500万円を上限に措置されることになっています。この連携協約は、議会の議決が得られれば12月末をめどに連携協約を締結、来年3月には連携中枢都市圏ビジョンについて議会に示せるよう年明けにもパブリックコメントを実施する予定で、28年中のビジョン策定を目指している。以上のような説明がありました。主な質疑は、連携協約の取組内容を読んでも長与町にどれだけのメリットがあるか分からない。交付税も通達では圏域全体を見込んで使えるとのことだが、長崎市に協力するばかりではなく町ともしっかり提言をしていく必要があるがどうか、という質問に対し、国の交付金の採択では苦勞したが、今後は地域間連携の取組が重要視されてくる。長崎市とは従来から経済圏、生活圏が強固に一本化されているが、新たな取組としてファミリー・サポート・センターの共同利用、農業ヘルパーの育成及びあっせん、合同企業面談会の実施、特産品の共同PR、婚活支援などを効果的な取組を実施していくとの答弁でした。また、この構想では普通交付税及び特別交付税など国からの財政措置があるが、これは協約締結時のみか、毎年交付されるものなのかという問いに対し、普通交付税の1億6,500万円は、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能集積・強化のために長崎市に毎年交付される。特別交付税も1市2町圏域分として、長崎市に1億円、各町に1,500万円を上限として、事業を実施した場合に毎年度交付される。また、外部人材の登用は700万円を上限に3年間、病診連携等に800万円が1市2町に交付されるとの答弁でした。次に、第4条の費用分担については、甲・乙協議して別に定めるとなっているが、どういものが負担として出てくるのかという問いに、別表に掲げる取組を推進する上では一定の負担は出てくる。MICEの誘致、建設、観光客船のふ頭の整備などは長崎市が負担し、本町の負担はない。しかし、この事業を町内の企業及び住民に周知するための経費は本町が負担することになる、とのことでした。次に、第6条で失効が明文化されているが、連携協約は一方向的に破棄ができるという意味かの問いに、連携協約を廃止したいが合意が得られないとき、議会の議決を経て失効を求めることができる内容で相手方の意思にかかわらず、失効を求める通告はあつた日から2年経過後に連携協約が失効することになる、の答弁でした。主な質疑は以上のとおりであります。

慎重に審査した結果、議案第61号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第62号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例、これについては平成28年12月12日から15日まで、全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、山

本総務課長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由、主な内容は、今回の改正は、表彰方法における適正水準の見直しとともに所要の改正を行うもので、第3条は特別職となった教育長の規定を加え、第8条は1号から4号までを削除。第9条は、表彰の具申を執行機関の長に改め、第11条は、表彰の免除から欠格事項に関する規定に改め、併せて条文の整理を行うもの。なお、審査の過程で第9条表彰の具申については異論が続出したことから、執行側の申し入れにより議会運営委員会及び本会議の議決を経て、「執行機関の長」から「各課長は、その所管する事務に関し」とする訂正議案が提出されました。主な質疑は、第9条の「自治会長、学校長及び各種機関の長」を「執行機関の長」に改めるとのことだが、本会議の説明では、「執行機関の長というのは各所管の課長」と言われたが法的根拠はあるのか、の問いに、本会議で所管課長と説明したのは自治会なら地域安全課、老人会なら福祉課など、内容に精通した所管課が具申された内容を基に総務課で取りまとめているためという答弁でした。次に、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会などが執行機関と言われている。町長が町長に具申することになる。表彰の具申の実務は所管課長が行うかもしれないが、それを理由に各課長を執行機関の長とするのは違うのではないか。これに対し、本会議では事務手続まで入り込んで発言をしていた。執行機関の長の解釈は指摘のとおりである、との答弁でした。次に、「自治会長、学校長及び各種機関の長」が表彰に値するものを具申するという現行のシステムは民主的でよかったが、改正する理由は何か。これに対し、現在、総務課から自治会など各組織に直接照会をしているが、表彰審議専門委員会において委員から、各組織を所管する課から照会するのがよいのではとの提言があったとの答弁でした。次に第9条は疑義が出ている。この対応についてはどう考えているのかとの問いに、意見を聞くと、確かに9条の「執行機関の長」は引っかかるものがある。訂正または取り下げなどの選択肢があると思われるので、庁舎内で検討し、理事者とも協議をしたいとの答弁でした。次に、第8条の1号から4号が削除されている理由は何か、この問いに、条例で定めていた記念金品の額については、近隣市町を見ると社会状況において変わってきている。このため、条例ではなく、施行規則等で定めることにした、との答弁でした。次に第11条は、表彰の免除が欠格事項となり、条文も表彰を行わないものを明文化していたが、「町民感情にそぐわない者」と分かりにくい表現になっている、理由は何かの問いに、他市町の状況を見ながらこの表記に改めたという答弁でした。次に、町民感情にそぐわない者とは恣意的な運用、選別につながる恐れがある。誰が判断するのかを明確にするため、11条に「表彰審議専門委員会において、町民感情にそぐわないと判断された者」を加える考えはないのか。これに対して表彰審議専門委員会が諮問機関であることから、規則に入れることでカバーしたい、との答弁でした。次に13日の本会議で訂正議案が示されたことを受けての質疑を報告します。訂正理由、内容については、第9条は総務文教委員会の審査の中で、執行機関の長は町においては町長であり、説明していた所管課長という意味とは隔たりがあるという意見を受け、

「執行機関の長」を「各課長はその所管する事務に関し」に改める。そして、第11条の「町民感情にそぐわない者」を入れた経緯については、町長が不相当と認める者だけでは、あたかも町長単独の意思で欠格事項を定める表現になってしまうことを考え、国、県、他市町で多くの例に倣い文言を改め、客観性を確保したとの答弁でした。主な質疑は、各課長が実務を担うことは理解しているが、それを条例化することは別である。今回の訂正議案で、課長が出てきたことは驚いている、適切ではないと思うがどうか、の問いに他市町の例も参考にしたところ、各部課長及び各課長を使用している例が多かったため、提案の表記にしたとの答弁でした。次に、本会議で、執行機関の長は、実務面では各課長ということであったが、今度は条例で各課長が明文化された。他市町の例はあったにしても、本町の条例との整合性も問われる。なぜ課長なのか、という問いに、表彰に該当する対象者がいた場合、課長の段階で間違いがないように判断して具申するということであり、矛盾はないと考えているとの答弁でした。次に、この9条については条例に記載してない市町が多い。削除してもよいのではと発言していたが、削除しなかった理由は何か、の問いに、削除して規則で定めることも考えたが、この条文を削除する理由も見当たらないことから、訂正のみとしているとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。自由討議の手法も取り入れ、慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決しました。なお、質疑及び自由討議にかかる論点、争点として、まず1番目に、9条「自治会長、学校長及び各種機関の長」の条文は表彰対象者を選定する上で民主的手法であり、この条文は残すべきだ。2番目に、当初案は「執行機関の長」で提案されたが、町長が町長に表彰の具申をする制度になり条例としては適切ではない。3番目に、訂正議案は課長に権限を与えることになる。各種機関への実務上は各課長が担っているとしても、各課長と定めることは、他の条例との整合性に疑問がある。4番目に、11条欠格事項の町民にそぐわない者の趣旨は理解できたが、条例の施行規則に具体的内容を定める必要がある。最後に、前項以外にも施行規則の策定が必要である。こういうことが論点、争点として話し合いがなされました。委員会で修正案も検討いたしましたが、特に9条では意見の一致を見ることはできませんでした。平成29年度の町民表彰式典までにはまだあることから、十分な検討を促し、条例改正及び施行規則の策定を求める意味で修正をせず、否決することを決定したものであります。

次に、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、28年12月12日、全委員参加のもと、荒木総務部長、山本総務課長、他関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由、主な内容は、職員数については、現行定数の維持を念頭に、機構改革、行政改革に取り組みながら、住民サービスの質を維持しつつ極力職員数を抑制することで効率的な行政運営に努めている。自治体業務の増加、時間外勤務の増加、有給休暇取得率の低下などもあり、総定数を11人増の240人とし、町長部局が9人増の181人、教育委員会が2人増の26人とするものであり、休職中の職員及び育児休業中の職員は定数から除外するものとしている、との説明でした。主な

質疑は、時間外勤務の増加の実態はどうか、残業の多い部署、休みがとれない実態があるのか、の問いに、産業医の面談が必要な月45時間以上の残業の半年間の集計で31人が毎月45時間を超えている。有給休暇の取得日数も27年度は7.8日と減少している、の答弁でした。次に、職員定数から除外する職員の数はいくらかとの問いに、育児休暇中の職員は11人、休職中が1人となっているとの答弁でした。次に、業務の増加に伴い人手が足りないとのことだが、どの部門に何人配置する計画か、の問いに、常に所管課長からは職員を増やしてくれとの要望があっている。そういった部門に配慮したいが、再任用との関係もある。しっかり見極めながら配置する予定であるとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、28年12月12日全委員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、山本総務課長、他関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由、主な内容は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、長与町農地利用最適化推進委員が新設されたので、別表の農業委員会の部に長与町農地利用最適化推進委員を設け、報酬日額7,000円を加えるものとの説明でした。主な質疑は、推進委員8名の年間の活動日数及び費用弁償予定額はいくらか、との問いに、活動日数は月に最大で3日程度を予定している。1人年間25万2,000円、全体で201万6,000円となるとの答弁でした。次に報酬額は類似団体とほぼ同じなのか、との問いに本町の各種委員の報酬日額と同じであるとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、改正の趣旨が同じでありましたので、一括して審査を行いました。平成28年12月12日全委員出席のもと、荒木総務部長、山本総務課長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由、主な内容は、今回の改正は、3議案とも国の特別職と同様に人事院勧告に準じて引き上げるためのもので、第1条は期末手当の支給の割合を0.1月引き上げ、総支給割合を3.1月とするもので、附則は公布の日からとし、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。第2条は期末手当の支給割合を6月は100分の145に、12月は100分の165に改めるもので、平成29年4月1日から施行するというものであります。主な質疑は、職員給与は人事院勧告及び県の人事委員会に準じて改正する流れがあるが、特別職、特に町議会議員は連動してない。国家公務員の給与改定に準じて、町議の期末手当を改定する背景は何かとの問いに、内閣総理大臣が0.1月上昇の改正に倣い、県知事や近隣自治体も同様の議案を上程している。種類の違いはあれ、職員の給与と同じく生活の糧

でもあり、あまり差が広がらないように考えているとの答弁でした。次に、第1条で0.1月分上げていながら、第2条では来年4月1日から6月をプラス0.5、12月はマイナス0.5月としている。総支給を3.1月分に調整するためと思うが、無理して改正しなくてもよかったのではないかと、との問いに、平成28年度は6月に支払いが済んでいることから12月分は0.1月分を加算している。来年度は6月及び12月の支給割合は変わるが総支給額は変わらないとの答弁でした。次に、長与町の議員の期末手当は、時津町より0.1月分少ない。そのことを議論した結果の改正なのか、の問いに、時津町の状況は把握している。本町は県を参考に改正をしてきた。三役とも協議をする中で上げなくてもよいのではとの話も出たが、議員、三役とも0.1月分を上げることにしたとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、議案第67号、議案第68号、議案第69号ともに賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、28年12月12日全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、山本総務課長、他関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由、主な内容は、平成28年8月8日の人事院勧告において、民間との給与格差是正のため、俸給表の水準を平均で0.2%引き上げ、さらに初任給を1,500円引き上げるもので、若年層についても同様の改定としている。長崎県の人事委員会も国の勧告に準じた内容の勧告を行っていることから、これらに準じて条例の改正を行うもの。主なものは、①として勤勉手当の支給割合を0.1か月引き上げ、期末そして勤勉手当の総支給割合が4.3月分となる。2番目に、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げる。3つ目に、勤勉手当の6月と12月の支給割合を改めるもので、総支給割合は4.3月分に変更はない。4番目に、その他扶養手当に関する特例、職員の旅費支給条例の改正も定めているとの説明でした。主な質疑は、本町はラスパイレス指数が高いのではないかと、人事院勧告が出た場合、高くても一切関係ないのか、との問いに、ラスパイレス指数は職員の年齢構成などが影響する。本町は適正な人事運営を行っている。国と比べて若干高くなっているところもあるが、ラスパイレス指数が高いから人事院勧告に基づく改定ができないということではない。人事院勧告は尊重すべきと考えているとの答弁でした。次に今回の条例改正で給与手当等を含め、この1年間でどの程度増額になるのかとの問いに、今回の改正に伴う増額分は、今回の補正予算に計上しているが、給料に関しては197万4,000円、期末勤勉手当分が694万1,000円、合計で891万5,000円の増額となるとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、平成28年12月12日、全委員出席のもと、説明員として、荒木総務

部長、山本総務課長、他関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由、主な内容は職員の育児及び介護支援に資する環境整備を目的とした育児休業等の対象者の範囲の拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の新設など地方公務員の育児休業等に関する法律等、関連法の改正に伴い、国家公務員に準じて改正を行うもの。①として、育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の介護期間中の子にまで拡大。2番目に多様化する介護状況に柔軟に対応するため、6か月の期間内において介護休暇を3回まで取得可能。3番目に勤務時間の一部を1日につき2時間の範囲内において、勤務しないこととする介護時間の新設が主な内容でした。主な質疑は、今回の改正により、介護休暇及び介護時間等を取得した場合、給与はどうかの問いに、無給となる。職員の給与に関する条例第14条の規定に基づいて計算した額を減額する。減額するが共済組合から67%に当たる額が支給されることになる。次に、所定の勤務時間の中で介護に充てるために、2時間早退することは可能となるのかの問いに、運用としてはそうなるが職員の休暇制度は短期の介護休暇を別で定めており、年に5日取得可能となっている。これの運用がほとんどだと思っているとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第61号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第62号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第69号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第70号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第93号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の立場から討論を行います。今回の連携中枢都市圏は、長崎市と長与町で人口減少・少子化・高齢化社会にあっても、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的とする、このように謳ってあります。

同一の生活圏・経済圏にある近隣の自治体が互いに連携することは当然であり、これまでも行われてきたことでもあります。連携中枢都市圏は以前の定住自立圏構想の考え方を基本にしなが、修正を加えたものであります。これらの構想は、地方自治体や住民が自主的、主体的に築いてきたものではありません。国が組み合わせを指導した経緯があります。総務省は、定住自立圏構想にあたって、全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難とし、選択と集中という言葉で、大都市に交付金を集中させ周辺自治体を養う、そういう趣旨の文言が書かれてあります。国民が生活する場所によって、行政サービスに格差が生じることはならないという理念から、交付税の基本原則、すなわち財政調整機能、財源保障機能が貫かれてきました。これら交付税は地方固有の財源であるとされています。国はこうした原則を否定し、取り払おうということから議論が廃止をされています。地方分権と言いながら国は財政措置、いわば餌をまいて政策誘導をいたしました。国の本音は基本的に変わっていないということは明らかであります。連携中枢都市圏の考え方は、トリクルダウン理論と同じように、長崎市が繁栄すれば、回り回って長与町も反映するというものです。参考資料にある連携協約における取組内容と想定する事業、これを見ますと、長崎市の大規模事業や観光施策のために、長与町がさまざまな支援を行わなければならない内容となっております。今回の議案であります連携中枢都市圏は、長崎市がまちづくりの主役、長与町はそれを支援する、そういう連携であります。私は自治体の連携のあり方は、人口の規模や財政規模の大小に関わらず、対等、平等であるべきという立場から、本議案に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安部議員。

○議員（安部都議員）

議案第61号、長崎市及び長与町において連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場で討論いたします。この事件は、長崎市及び長与町による政策分野ごとにビジョンを打ち出し、今年度中に連携協約をするための協議についての議決を求めるものであります。長崎市との連携により、各々の地域が特色ある分野を打ち出す、本町においては文化と教育の向上と自然との共生をアピールし、益々活性化していく必要があります。不得意分野におきましては、分野ごとに互いにカバーをし、共有を図り、地域活性化のためにけん引していかなければなりません。協定連携を図り、いかに地域交付税を活かし、今後の魅力あるまちづくりを形成することができるかが今後の課題となることと思います。この連携協約は2年後に効力を失うことから、本町の不利益にならないよう2年間しっかり吟味をし、ビジョンを打ち出し、担保を維持していく必要があります。本町におきまして少子高齢化し、今後若者減少する中で、24時間在宅介護ケアなどの介護分野、医療、福祉の不足分野を補うため、連携が特に必要かと思われま。協議において紛争となった場合や解決が不可能な場合は、協約の

変更及び廃止になる場合もあり得るということでもありますので、不利益にならないような協議に期待をいたします。各々の資源と人材能力を発揮することで災害や観光分野においても、協定を図り、魅力あるまちづくりを期待いたしまして賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第64号、長与町表彰条例の改正条例議案に反対の立場から討論を行います。反対の理由につきましては、先ほどの委員長報告で詳細な説明が述べられましたので、その内容だと理解していただければ結構かと思えます。内容については省略をいたします。できれば、議会の委員会で修正案を作って、議会としての提案力、対案力を示したかったのですが、審査期限が迫る中で取りまとめる猶予などクリアしなければならない問題があり、残念ではありますが、そうした対応は断念をいたしました。それと同時に、今回の議案の審査をする中で、執行機関の法制執務、条例策定の体制が大丈夫なのだろうかという不安を感じました。職員の退職や、また異動があっても揺るぐことがない法制、条例策定の人的体制を整備する必要があるのではないかということを感じまし

た。この点について、内部で体制の再構築を検討し、問題があれば改善をする必要があるということを申し述べ、討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

金子議員。

○議員（金子恵議員）

私は議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論いたします。全国の自治体にある表彰条例は、住民の福祉増進、文化の向上などにおいて功労のあったものを広く表彰するという目的を持っています。対象者でありながら未だ表彰できていない方への対応などを含め、今回の改正案に至ったと理解いたします。しかし提案されている第9条の「各課長は所管する事務に関し」とした文言について、条文は各地方自治体において表現はさまざまであるとは思いますが、事務規定的なことを条文に盛り込む必要があるかについて違和感があります。今日までの表彰は広く各界各層から意見を聞くことから、自治会長、学校長、各種機関の方々から具申を求めていることになっています。このことは謙虚な姿勢であり、民主的であると評価される条例内容であります。これらのすばらしい第9条でありながら、その民主的な部分を排除し、町の執行機関という独自で表彰者を決めようとするものであります。また11条、町民感情にそぐわない者となっていますが、説明の内容は理解するところですが、その内容について具体的に規則に定める必要があるのではないかと思います。以上、今回否決することにより、条文を元に戻し、再度検討していただきたいという要望を付して反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

私は議案第64号に反対の立場で討論いたします。先ほど委員長が申し上げられたとおり、内容につきましては私もすべて同じことを申し上げますが、先に委員長が申し上げましたので割愛をさせていただきたいと思います。私は議会運営の立場から一言申し上げたいと思います。上程のやり方の過程で、去る12月の6日の上程の本文の内容が全く異なり訂正に至ったわけでありましたが、本来であれば、まず全く異なった上程案を取り下げ、新たに上程すべきであります。話では議会事務局長と理事者相談の上、規則を簡略し、緊急本会議を開き訂正をいたしました経緯があります。通常、議長、副議長、議会運営委員長を含め慎重に取り計らい上程をすべきであります。議会は住民の負託をいただき、二元代表制の原則に則り上程議案の慎重審議が義務づけられています。誰が

見ても議会軽視であります。現町長になってから本会議での暫時休憩、委員会での議案訂正が多々見られます。町長の指導力を疑うところでもあります。よって、議事録に記載される恥ずべき行為と考え、反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

安藤議員。

○議員（安藤克彦議員）

私は本議案に反対の立場から討論をいたします。まず、委員長報告と重複する部分もありますけれども、今回の改正ポイントは主に4つで、1つ目に3条で功労表彰対象者に教育長を追加したこと。2つ目に8条で具体的に明示していた記念金品を削除したこと。3つ目に9条1項の具申者を各課長にしたこと。4つ目に11条を欠格事項と改め、町民感情にそぐわない者と町長が不相当と認める者、と明示したことであります。3つ目の9条の改正以外については異論はございません。8条は記念金品が高額になり過ぎたということで減額の意向と理解しております。11条の町民感情にそぐわない者という表現は近隣自治体では長崎市や五島市の表彰規則でも使われ、また国の表彰制度の中でも要綱等に広く使われております。さて私が懸念いたします9条1項の文言ですけれども、間違った表記だとは思っておりません。他自治体の条例では、各部課長という表記があるところもありますが、本町の条例では私が知る範囲ではございませんでした。先ほども述べましたように8条も11条も細かいこと、実務につきましては規則等で定めるように整備を進めるものだと伺っております。なのになぜ、9条1項だけが具体的に、それも本町の条例で使われたことのない文言をこのような形で使わなければならないのか。ご存知のように本議案は一部訂正されました。修正前の案では、「執行機関の長」でしたが、執行機関の長とはすなわち町長です。条文を読むと、町長が町長に具申するということが訂正が入りました。で、出てきたのが、各課長云々という文言でした。あまりにも時間がなかったのでしょうか。実際の事務手続きについては、規則等で定めればよいものであって、あえてここで実際の手続きを明示する必要はないものと思います。例を言いますと、この条例を町民主体の町民のための条例と考えるならば、主語の部分は町民、すなわち町民が具申できる、としてもいいのです。細かいことは規則で定めればよいのです。この条例が今回否決をされましても、住民生活には何ら影響はございません。また、来年度の表彰までもかなりの時間的猶予がございます。さらに、よりよい条例にするためにも再提案されることを願い、反対の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

起立なし。したがって、本案は、否決されました。

これから議案第65号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。吉岡議員。

○議員（吉岡清彦議員）

私は、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。当初、提案された時にちょっと質疑でお聞きいたしましたけども、また総務委員会でも質疑がっております。また私が1番心配してきたことが、常々この人員とか人材、あるいは町長の指導力、そういうものが、これが今、顕著に表れてきたような気がしております。前町長においては、厳しい中でもいろんな人事管理を行い、財政管理を行い、いろんな管理を行って長与町のために尽力をしてきたことはもう本当に立派な業績であったわけですけども。この4、5年見ていると、ひどく人材面等々において懸念するところが出てきております。そういう中でこの条例が提案されたわけですけども。聞いて質疑の時に出てきたのが残業が多いとか、そういうことがありました。なぜ残業多いかと、そういうことをよく精査する町長及び管理職のメンバーがそれをせずにおいて、こういうのを提案するということは、自分達がそういう点のマイナス面を表示したような形になってくるわけです。どういう形で人員管理、財政管理、行財政管理をやっていくか、そういうものをせずにおいて、私から見れば見えないところでもあります。そういうことをせずにおいて、増員をする、定数を上げるということは非常にこれはもう、これから先の長与町の危機管理を私は今までも心配してございましたけども、そういう形が出てきております。再度言いますけども、そういう事務事業の見直し、そういうものをまずは大いにやっていくべきじゃないかと思っております。例えばごみ問題にしても、そういういろんな事務事業をそういうので負担を掛けているわけです。職員が。そういうことの見直しなんかもはっきりやってから行くべきじゃないかと思っております。今までも、電算化、機械化、委託化、また再任雇用制度、そういうものを取り入れて仕事に取り組んできてるわけです。それによってまた定数のアップというのはどう見ても私から見れば、これから長与、先の不安を感じるわけでございます。よく私が言いましたのは、前連合の会長の言葉がありますけれども、人馬を確保せよ、ガバナンスが問題、やっぱりそういうのが今長与町に表れてる気がしております。人馬を確保せよというのは人数を増やせということではないわけです。中身のある人材を登用して行ってそして事務管理、人事管理、行政管理、そういうのにしていくというのが、それが本当の前古賀会長の言葉じゃないかと思っております。やっぱり長与においてもそういうことが、今、非常な危険性を感じております。私から言わせれば、それを引用すれば、長与町、人材破綻かと。人馬を確保せよ、ガバナンス問題、そういうことが発

生するような気がしております。よってこれからはおかつ行政改革、人事改革、そういうものをやるべきことが先じゃないかと思っております。以上をもって、この議案には反対といたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○議員（饗庭敦子議員）

私は議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。今回の一部を改正する条例は、職員の定数を町長の事務部局172人から181人、教育委員会の事務部局24人から26人に増員するものであります。現在の職員数は法定定数より少なく、少数精鋭で全国でも有名であります。住民のために、職員の方々はとても頑張っておられます。その中で、残業が90から100時間ある方もおられるということで、かなりの分で特定の部、特定の課に負担がかかっている状況であります。また、有給休暇取得日数も平成19年の平均10.71だったのが、平成27年には7.8と減っておりまして、職員の健康管理に配慮することがとても重要だというふうに思います。さらに、これからもイベント、行事が多い中、社会保障、子育て支援、マイナンバーの施行、介護の包括支援センターの立ち上げなど、年々事務量は増加しているように思います。今のままでは、メンタル不調になる可能性も心配され、法定定数に見合う増員が私はもっと必要だというふうに考えます。また、職員定数に占めるフルタイム再任用の職員の割合も年々高くなっております。職員の増員は長与町の住民の福祉の向上にも努めるという地方自治体の本旨に沿ったものであります。長与町でもなかなか厳しい財政状況の中ではありますが、町民サービスの更なる向上は大変重要であり、町長が掲げられておられます、住みたい、住み続けたい、住んでよかった、幸福度日本一の町になるよう、より利便性の高い町民サービスの提供に向けた取組を期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

私は議案65号について反対の立場で討論いたします。本議案は、無計画かつ現財政力を無視した上程であります。我々議員も、当初24名から20名、16名と議員削減をしてまいりました。もちろん財政面を考えた上での結論であります。現長与町の財政力も大変厳しく、また新規事業の計画もありません。町長の選挙公約についても全く事業進捗の姿も見えません。逆に、各施設の新規負担金及び各施設の値上げ、また既に2回にわたる国保税の値上げと、住民負担は増すばかりであります。町長は幸福度日本一づくりと豪語されていましたが、一体これどうなっているのでしょうか。当議案では、

財政負担は約7,000万から1億と想定されます。高田南土地区画整理事業都市計画道路西高田線、また新たに図書館、そして新たに発覚しました高田地区メタンガス問題と今後は財政は大変厳しくなると想定されています。このような状態で住民に説明ができるのでしょうか。考えればわかることでもあります。また再任用の職員の影響も考えると賛成はできません。よって本案に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第65号に賛成の立場で討論いたします。委員長の報告にもありますように、委員会での質疑の中で、職員たちが大変な長時間労働や過密労働を強いられているという実態が明らかになりました。職員の負担は職員の心身の健康を害し、それが回りめぐって住民福祉の低下へとつながってまいります。もうここは本当に限界に来ているのではないかというふうに感じたところでもあります。職員の定数を減らしたり、職員を少なければ少ないほどいいというそれが行政改革だという考え方がありますが、私は全くこれは逆だというふうに思います。行政改革の真のねらいは、住民福祉をいかに向上させるか、これが行政改革であるべきであります。そうした観点から、この議案について賛成をいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第67号の議案について反対の立場から討論を行います。この議案の内容は、議員の期末手当を増額する内容であります。提案理由では人事院勧告に準じているとされていますけれども、一般職種公務員は労働基本権に制約があるため、人勧に準じることは理解するところであります。しかし、特別職は以前、人事院勧告との連携を切り離れた経緯がございます。巷でなされている報酬の削減ありきの考え方について私は異論を持っています。地域経済やデフレ対策として収入を引き上げるという選択肢、これを一概に否定するものではありません。しかし、今議会では、国保税は昨年引き続き引き上げる議案が上程され、また住民が文化、芸術、スポーツ等について交流する、そういう拠点の使用料を引き上げる、有料化する、そういう議案が今回上程されています。こうした中で、特別職の報酬を上げる議案を提案するべきではありませんし、仮に提案されても議決するべきではありません。以上の理由から本議案に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第68号についても反対の討論を行います。反対の理由につきましては、先ほどの議案第67号と同様ですので、討論の内容については省略をいたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第69号に反対の立場から討論をいたします。67号の討論の中でも申し上げましたが、人事院勧告に準じるという手法は一般職公務員に適用するものであり、特別職公務員は本町の場合は連携を切り離す、そういうやり方になっております。また今回、冒頭で67号の議案で申し上げたとおり、さまざまな住民負担を提出する、そういう中で、特別職はこういう議案、自らの報酬を引き上げる議案を提案するべきではありませんし、仮に提案されても議決するべきではないという立場から反対を表明し、討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

(休憩 10時41分～11時00分)

○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第11、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

日程第12、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番(河野龍二議員)

それでは、産業厚生常任委員会に付託されました議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化委員の定数を定める条例については、平成28年12月12日、委員全員出席のもと、説明員として森農業委員会事務局長、村田課長補佐を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、改正農業委員会法が平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行に伴い、条例を制定する。法改正の主な内容は、農業委員会の業務の拡大、農業委員選出方法の変更、新たに農地利用最適化委員の新設、農業委員の定数は農業者が1,100人以下、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会上限定数が14となっていることから12名に定める。農地最適化委員の定数は、農地面積100ヘクタールに対し1人の基準で、本町の農地面積860ヘクタールを除いた数値が8.6となり8人とした、以上のような説明がありました。主な質疑では、推薦公募が定数を超えた場合どうなるのかの質疑に対し、評価委員等を設置し選出するよう考えていると答弁。その選出方法は、

の質疑に対し、各種農業に係る県や団体などからの選出が考えられると答弁。認定農業者が農業委員の過半数を占めるとあるが、認定農業者は何名かの質疑に対し、現在73名と答弁。農業委員、農地最適化委員のどちらにもなれるのかの質疑に対し、推薦、公募は可能だが重複はできないとの答弁。法改正の目的は、の質疑に対し、担い手の農地集約や耕作放棄地の発生防止など、これまでは任意業務だったのを必須業務にすることで、農地等の利用の最適化を促進するため。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第71号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、平成28年12月13日、委員全員出席のもと、説明員として谷本健康保健部長、志田健康保険課長他、関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、国民健康保険特別会計の現状は厳しい財政状況にあり、平成27年度は1億667万円の不足が生じた。28年度は不足が生じる見込みはないが、29年度は不足額が増大する見込みとなっている。基本的な3つの項目から検討し、提案した。

1、国民健康保険特別会計は、基金の運用も含む独立採算での会計運営を維持し、一般会計からの法定外繰入は原則行わない。

2、収納推進課と連携し、徴収率を向上させる。

3、生活習慣病など疾病予防、重症化予防を図る。

29年度保険税は28年度より約1億円の増収となる。以上のような説明が行われました。主な質疑では、県下の自治体の中で保険税の引き上げを行うところはあるのかの質疑に対し、3市町で改定の予定があると聞いているとの答弁。配付資料の28年度保険税滞納額が、他年度に比べ増えているのはなぜかの質疑に対し、28年度から滞納世帯は収納推進課に引き継ぐため他年度より増えている。29年度が増えていない理由はなぜかの質疑に対し、税の徴収にはなるだけ滞納を繰り越しさせないで、現年度の徴収に力を入れたい。悪質滞納者への収納強化の説明があったが、悪質な滞納者はどれくらいなのかの質疑に対し、つかんではない。滞納者の生活保護の意向などはあるのかの質疑に対し、収納専門推進員を中心に福祉課とも連携しながら対応している。実数は把握してない。平成30年度に県への移行の場合、保険税の変更はあるのかの質疑に対し、医療費の動向で負担も変わってくる、今のところ分からない。県への移行後も現状の赤字分の解消が必要なのかの質疑に対し、そういうことになる。検討項目の1つの法定外繰入は原則行わない判断基準は何かの質疑に対し、町民の4分の3は国保以外の保険加入者で法定外繰入は公平性がない。2つ目の悪質滞納者の対応は28年の保険税の引き上げの時も検討課題だった。現状つかんでいないのは矛盾するのではないかの質疑に対し、悪質滞納者の定義はあるが件数については把握してない。3つ目の重症化予防の取り組みは、健診受診後の対応はどうなってるかの質疑に対し、26年に受診し、27年に改善したとあるのが26%ある。今後も受診後の対応を強化していく。

以上の質疑がなされ、全会一致で可決すべきと決しました。以上報告いたします。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

委員会報告では、全会一致と報告をいたしました。委員会での委員長の裁決権がありませんので、この場で私の討論をさせていただきます。

議案第63号について反対の討論をさせていただきます。これまで農業委員会は、農民の代表の機関としての性格を農地の取得者や農家の選挙によって確保されてきましたが、法の改正により選挙は廃止され、今後は首長が議会の同意を得て任命することになります。これはこれまでの農業委員会の独立性がなくなり、民主主義の後退と危惧します。また、農地利用最適化推進委員の新設は、農家でなくてもよいとされています。担当区域において、農地利用の集積・集約化を進めるアドバイザー的な役割を果たすとされています。この推進員の任務を農林水産省は耕作放棄地の発生防止・解消を推進するとしていますが、農家でない人が参入することで、安倍政権が進める農業の法人化、企業の参入、耕作放棄地の転用などに協力していく恐れがあると思います。今回の条例は、必ずしも農家の皆さん、特に家庭的な農家の方に希望に沿った改革とは思われぬ。以上のことから反対といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

私は議案第63号について賛成の立場で討論いたします。農地の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務と位置づけ、合議体としての意思決定を行う農業委員会とは別に、担当区域における農地の利用の最適化の推進のために農地利用最適化推進員を設け、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進を行い、農地利用の最適化をよりよく果たせるための改革だと思います。また、従来からの農業委員会の委員の負担軽減にもつながることだと思います。今後は農業委員会の機能を最大限に発揮し、農業委員と推進員が協力し合い、新たな展開に結びつくことに期待し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、日程第11、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進員の定数を定める条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この議案でも委員会では全会一致と報告いたしましたが、委員長は裁決権がございませんので、この場で私の立場を討論といたします。

議案第71号についても反対討論を行います。今回の国保税の引き上げは、昨年に引き続いて行われます。審査資料でも明らかのように、国保加入者は低所得者層が多く、年所得が200万以下の加入者が88.04%と9割近くが所得の低い方です。保険税試算でも課税所得200万世帯では、40歳以上65歳未満の2人家族で、その保険税は39万4,000円となるとの試算です。なんと所得の約20%が負担です。これでは、普段の生活にさえ支障が生まれてきます。こうした状況が払いたくても払えない、こうした状態が続き、それが多くの滞納を作り、財政上厳しさを補えない事態になっているのではないかと感じます。これが国保会計の矛盾だと思います。これまでも何度か国保税の引き上げが行われてきました。しかし、その事態はなんら改善されず、国保税の引き上げは悪循環を作り出しています。私は討論の中で何度も言ってきましたが、1番の改善策は国の国保会計に対する補助額をもとに戻し、国の負担を増やすことが最大の改善策だと考えます。しかし一時的とはいえ、全国の自治体の7割近くが法定外繰り入れを行っています。都道府県単位で見ると、その総額は平成26年度決算で3,900億円と、厚生労働省の資料にも明記がしてあります。法定外繰入は何ら問題なくどこでも行っている対応で、さらにつけ加えるならば大都市こそ金額が多いのが特徴です。大都市の構図は、他の保険加入者世帯が国保世帯のより割合は多く、長与町の法定外繰入を行わない姿勢は加入者に対して冷酷な対応です。さらに審査の中では、平成30年度以降、県への移行後も赤字の補てんを行っていく。それは国保税に負担を求めるといいますから、加入者の負担はさらに増える恐れがあります。長与町はこれまで、比較的、国民健

康保険税が都市型の自治体としては低い、そういう自治体と見られていました。しかし、今度の引き上げで、県下の6番目に高い自治体となっています。これが町民に幸福度を与える政策でしょうか。住み続けたい町になり得るとは思いません。

以上のことから、引き上げを厳しく指摘し、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、私は本案に対して賛成の立場で討論をいたします。現在本町の国保運営は独立会計で運営をいたしております。今回の税率改定を行います。今回の税率改定は、国保会計運営において後期高齢者の増加による支援分、介護納付金、保険税の改定によるもので、高齢者の増加によるものが大きく、現在の人口構成ではやむを得ないものだと理解をいたしております。本町の保険税は現在、長崎県21市町の中で下から8番目の低さに位置しております。今後、他の自治体も幾つか改定を予定しているようで、鑑みても、本町の国保健全運営が見てとれております。また改定せずに、一般会計からの繰り入れをという意見もありますが、本町の人口構成において国保被保険者は20.8%で、一般会計からの繰入には、町民からの理解が得られないものと考えます。30年からは県一括運営に移管しますが、今後、検診受診率の向上や重症化予防、徴収率の向上など、所管のさらなる努力を期待して、賛成討論といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例。

日程第14、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例。

日程第15、議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 16、議案第 75 号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 17、議案第 76 号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 18、議案第 77 号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例。

日程第 19、議案第 78 号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 20、議案第 79 号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 21、議案第 80 号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 22、議案第 81 号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例。

日程第 23、議案第 82 号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例。

日程第 24、議案第 85 号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 25、議案第 86 号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 26、議案第 87 号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○ 11 番（喜々津英世議員）

それでは、報告をいたします。まずはじめに、町が所有する公共施設に係る条例の一部を改正する条例の議案については、地域安全課所管の 2 議案と生涯学習課所管の 11 議案は一括して説明を受けました。質疑、討論、採決は議案ごとに実施をいたしました。ただし、生涯学習課所管の 11 議案に対する討論は一括して実施をいたしました。今回の改正は、町民は無料としていた使用料を有料とするもので統一した考えに基づくことから、委員長報告にあたっては、議案ごとでなく総括的な報告といたします。

それでは、生涯学習課所管の議案第 72 号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、議案第 73 号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第 74 号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 75 号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 76 号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 77 号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第 78 号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 79 号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

平成28年12月13日、委員全員出席のもと、帯田教育次長、山口生涯学習課長他、関係職員の出席を求め説明を受けました。提案理由、主な内容は、議案第72号が、町立3公民館の施設使用料については、町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区別し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半額にするもの。これに伴う増収が154万円ということでありました。

議案第73号、上長与公民館「憩いの湯」、浴場ですが、は年間900万円の管理費に対し使用料収入は110万円となっている。改定試算では現行使用料の約7倍の3600円となるが、約2倍の使用料とし、新規に回数券を発行するものと説明がありました。これによる増収効果が119万円であります。

議案第74号、使用者の範囲を町民以外の使用も可とし、使用料の減免、使用料の還付の規定を追加し、別表に使用料を定めるものです。これによる効果が116万円の増収の説明がありました。

次に、議案第75号、シーサイドストリートの起点である西側埋立地の多目的広場を長与シーサイドパークに含め、町民の使用料を現行の町外者の使用料の半額と定めるものであります。約202万円の増収という説明がありました。

次に、議案第76号、町民の使用料を現行の町外者の使用料の半額と定めた、また武道館建設後の国土調査により住所変更があっていたため、あわせて改正をするものであります。約39万円の増収との説明でした。

議案第77号、小中学校の体育館、グラウンドの町民の使用料を現行の町外者の使用料の約半額と定め、別表の表記を学校ごとに改めるもので、約245万円の増収との説明がありました。

次に、議案第78号、町民の使用料を現行の町外者使用料及び艇庫艇置使用料の半額と定めるもので、約17万円の増収との説明がありました。

次に、議案第79号、町民の使用料を現行の町外者使用料の半額と定めるもの、約78万円の増収となります。

議案第80号及び議案第81号、第82号も同じ内容の改定理由で、それぞれ39万円、52万円、40万円の増収となるとの説明であります。

主な質疑は、まず社会教育法の中では、この公民館の意義、役割は大きい。現在、受益者負担という流れが全国的にあることも承知しているが、そもそも論から言えば、無料で住民の利用に供する考えがあった。その点はどう思うかという問いに、本会議でも触れたが、現在は利用されない住民も負担していることになる。負担の公平性からも利用者にも負担をお願いしたいという答弁でした。次にコミュニティーの活性化は、第9

次総合計画にも書かれている。使用料はそんなに高くはないが、活動を抑制する心理的作用が懸念されるかどうかという問いに、活動の抑制が懸念されるというが、各施設の使用料負担は別問題だと考えている。活動を抑制するほどの使用料ではないと考えているとの答弁でした。次に、館を利用する場合、備品類の使用もある、今回の改正で備品類の使用料はどうなるのかという問いに、備品の使用料を課すことは町民の負担も大きくなる。今回は施設の使用料のみの負担を提案しているとの答弁でした。次に、町子連の球技大会の前に子供会で練習をする場合、使用料は減免対象となるのかという問いに、小中学校施設を例にとると、学校管理以外の開放時間帯に使用の場合は、PTAや子供会に限らず有料となる。ただしPTA連合会の主催行事、町子連の球技大会そのものは無料となるとの答弁です。次に、海洋スポーツ交流館の現行条例は第7条で、使用料の除外規定を規定しているが、今回の改正で削除している。第8条使用料の減免規定に基づき、条例施行規則の第8条では、使用する行事ごとの減免率が規定されているが、ペーロン船を艇庫に入れておく減免規定ではないのではないのかという問いに、条例施行規則第8条の6項で、前各号の他、町長が特別の理由があると認めた場合、100分の10に該当すると考えているとの答弁でした。次に、艇庫艇置使用料は艇庫に船を格納するためのものであり、町有財産である艇庫の占有料である。駐車場を例にとると屋根付きの駐車場であり料金もそれなりに高い。条例施行規則は議会の議決事項ではないが、条例改正を機に見直すべきではないか。これに対していろいろな観点から研究してみたとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりでした。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号については慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地域安全課所管であります。議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号、長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。これについては、使用料に係る条例の審査は地域安全課から開始したため、審査の冒頭、総務部長から改定に係る基本的な考え方について、次の説明がありました。本町が有する公共施設は、一部を除き、町民の施設使用料は無料として取り扱ってきました。しかしながら、公共施設を利用する特定の人が利益を受けることから、利益の範囲内での行政サービスの対価として利益に見合った応分の負担、そしてまた、負担の公平性の確保ということに鑑み、利用者である町民の方々に一部ご負担いただきたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、あわせて所要の改正を行うもの。今回の使用料見直しによりまして、類似した施設につきましては全町的に統一をさせていただいております。公共施設使用料の改定に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に、丁寧な説明と周知を図っていく所存です。このような説明がありました。

平成28年12月13日、委員全員出席のもと、荒木総務部長、山口地域安全課長他、

関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由、主な内容は、議案第85号は、県内の自治体で町民の施設使用料を無料としているのは本町のみであり、町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半分にするもの。これによる効果が53万円の増収ということでありました。

次に、議案第86号、町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半分とする。約64万円の増収になるという説明内容でありました。

主な質疑は、地域安全課所管分だけでなく全般的に言えることだが、改正に係る周知徹底を図る必要があるがどうするのか。これに対して、来年4月1日施行なので議決が得られれば3か月間で広報、ホームページをはじめ、各種会合や施設利用団体への説明会など周知を徹底したい。また、公民館等の関係職員に対しても、利用者への周知を図ってもらう、こういう答弁でありました。次に、町民は無料であったことから、各種団体からも徴収する必要はなかったが、改正により、今の減免規定のままでよいのかという問いに、減免対象の社会教育団体は地域公民館等連絡協議会、婦人団体連絡協議会、青少年育成連絡協議会、長与町子供会育成会連絡協議会、長与町PTA連合会がある。社会福祉団体は、長与町社会福祉協議会、長与町障害者福祉協会、長与町老人クラブ連合会があるとの答弁でした。次に、コミュニティの総会は無料で内部のいろいろな活動は有料とのことだが、実際現場で使用する団体が困らないような形にすべきと思うがどうか。それに対して、例えばバレーボール大会をする時に各チームで練習する場合は徴収する、ただし、ふれあいセンター、南交流センター、各公民館ともコミュニティの事務局が入っており拠点であることから、活動につながる会議や部会は100%減免と考えているとの答弁です。次に、まちづくりの基本はコミュニティだというのに、そこに足を遠のさせるような効果を生んでしまう、どう思うかという問いに、コミュニティや団体は大切にしたい思いは同じである。各施設も老朽化している。行政改革大綱の中でも、財政の健全化や安定した行政サービスの提供のために、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保、受益者負担の適正化を図るとしている、ご理解願いたいとの答弁でありました。主な質疑は以上のとおりであります。慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、契約管財課所管、議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、28年12月13日、委員全員出席のもと、荒木総務部長、井川契約管財課長他、関係職員の出席を求め審査を行いました。

提案理由、主な内容は、町民の使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し使用料を定めるもの。また、別表の使用の単位を1時間単位から1日単位に改めるものとの説明がありました。また、7万円の増収という説明がありました。主な質疑は、現在の1時間210円を1日540円とした場合、使用料収入は減るのではないかとの問いに、ここ数年使用されるのは町内の団体で、27年度の使用料収入はゼロであった。この改

正により、使用料は増えると思うとの答弁でした。次に、展示を主催する方々は利益を求めているわけではない、それが使用料を払って住民には無料で見せることになる。かなり利用が減るのではないかという問いに、予想はしにくいですが昨年の実績の中では、押し花ギャラリー、三彩写真会など団体で展示されている。お金を出し合って借りてもらえると考えているとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第72号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第73号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第75号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第76号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第77号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第78号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第79号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第80号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第81号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第82号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第85号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第86号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第87号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時39分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第72号から議案第82号及び議案第85号から議案87号までの14議案について一括討論を行います。討論はありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第72号から82号並びに85号から87号議案について、反対の立場から討論を行います。文部省、今の文部科学省でありますけれども、この文書によりますと、公民館などの公共施設は終戦後、まちづくりの要とされ、これら施設は、町村自身の総意と財力で維持することが理想とされました。今回の議案は、これらの施設に受益者負担

の考え方を持ち込む内容であります。受益者負担とは、使う人と使わない人との不公平感、利用者が応分の負担をすることが、税の公平性を確保することになるという論理であります。しかし、本町に進出する財力のある企業に固定資産税相当額を免除する条例を制定したり、土地区画整理事業の特別会計に毎年一般財源から繰り入れをするなど、負担の公平性、受益者負担の立場からも疑問を持たざるを得ない、そうした施策が行われていることはどうなるのでありましょうか。受益者負担は時代の流れでしょうか。今、高齢者の孤独死や児童虐待、貧困の連鎖が社会問題となっています。こういう時だからこそ文化スポーツ活動を通じ、交流し、相互に情報交換をする、そういう場が重要になります。交流拠点はオープンにしておく必要があります。施設の有料化は、住民の利用意欲を抑制し、住民交流や住民の絆を弱める方向に作用してしまいます。平塚市の社会教育委員会は提言の中で、地域コミュニティに深くかかわる学びやつどいをその他の事業と同じレベルで受益としてとらえるのであれば、その受益者は個々の公民館利用者ではなく、その地域そのものではないだろうか。このように受益者負担を住民の交流の場に適用する近隣自治体の動向に疑問を呈しています。生涯学習や社会教育の役割に対する見識・造詣の深さを示す提言だというふうに考えます。委員会審査でもう一つ大きな問題点が明らかになりました。子供会育成連絡協議会、いわゆる町子連や町のPTA連合会が主催する行事にこたえる形で、個々の子供会やPTAが施設を練習などに使用する場合に使用料を取るということです。この件を子供会の関係者に、今こういうことが議題になっていると話をしましたところ驚いておりました。必ずや利用者に不満と混乱を生じさせることとなります。

町の財政事情も有料化の理由とされていますけれども、町の財政を悪くしているのは、長年の大型事業であり、そのツケを住民に回すようなことに納得がいきません。また、各自治会は、地域の公民館の将来の改修や建てかえに備えて基金を積み立ててやっています。本町も文化振興基金など教育委員会に関する4つの基金がありましたが、図書館用地購入の費用捻出の関係などから教育振興基金に一本化しました。禁じ手とも言えるこのやり方について、私は討論で義務教育施設、社会教育施設を同じ基金に統合するとその時々で利用についての優先順位、奪い合いが起きてしまう。このように忠告をしました。今回の有料化は、基金の一元化と不可分の問題だと考えております。こうした様々な問題があるということを指摘し、本議案に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論はありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は一括議題となっております、全ての議案に賛成の立場で討論をいたします。今回の議案で共通していることは、提案理由でも述べられているとおり受益者負担の適正化と公平性を図るために、施設使用料を従来無料としていた町民からも徴収するものと、

従来町民から徴収していたものについては、一部値上げをするものの2点だと理解しております。今回の改正趣旨は、以前より議会でも議論をされ、各議員からも提案されてきました。受益者負担は経営には欠かせない考え方であります。また、よく利用者目線での意見や議論を伺いますが、実際に利用しない者の声を聞くことができるのでしょうか。これは行政にも議員にも言えることだと思います。大型公共事業等のツケを利用者に回すのかという議論をされておりますけれども、では、利用しない者へのツケを回してることというのも考えていかなければならないと思います。利用しない町民への公平性にも意識を向けた考え方で、今回の提案には納得できるものであります。実際に徴収する利用料もその多くは町外利用者のおおむね半額程度と、住民への配慮もされております。老朽化していく施設を維持改修していくためには、一般財源をあてがうだけでは到底無理があります。増大し続ける扶助費の前に、真の福祉の手が必要とされるころへ財源を確保していくためにも、応分の負担は幅広く住民に理解してもらえる考えであるとも思います。さて、委員会審議の中で、減免規定に関する疑義が多く出されておりました。青少年団体や社会福祉団体、子供会やPTA等の扱いについてです。従来は、町民無料の考えから条例の中で具体的にこれらの団体を謳っているものはほとんどございませんでしたが、これから整備される規則の中で一貫した考えを持ち、施設によって差が出るような不利益が起らないよう配慮を望み、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は、現在一括議題となっている議案に対し、賛成の立場で討論いたします。近年の公共施設の現状を見ますと、全国的に景気の低迷が続き厳しい財政状況にある中で、受益者負担と税負担のバランスなどを考慮し、公共負担の見直しや手数料、使用料の有料化への流れが見られます。本町としても、施設の老朽化に伴う維持保全のための修繕工事や設備の交換に係る費用の増加、利用者に不便をかけていることへの対応など、住民サービスの向上を図るため、さらに施設更新に備えるためにも、使用料を見直し、自主財源の確保を図る必要に迫られております。本町において行財政改革の面からも長年見直しが検討・要望されてきましたが、なかなか実施はできていませんでした。しかし、今回、改正となったことで1,900万円の収入が見込まれるということです。今後、公共施設管理に対応するためにも財源が必要になってきます。これを機に、ますますの行財政改革を図り、住民福祉サービスの向上に努めていただきたいと思います。

以上の理由から賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第72号から第82号及び議案第85号から87号までの14議案に賛成の立場で討論をいたします。全事件は、本町の公共施設等の設置管理に関する条例や施設使用料条例の一部を改正する条例であり、提案理由に受益者負担の適正化と負担の公平性を図るための説明を受けました。これまでは町民が公共施設を使用する際は、使用料の徴収は一部を除き課せられませんでした。しかし、これが採択されれば来年4月より施行されることとなります。議案第87号、長与町コミュニティホールの事件を除いては、ほとんどが50円から100円ほどの町民への使用料の値上げとなります。第87号事件につきましては、これまで町外の方が使用はなかったということで、今回は、日額の500円徴収となります。今回の改正により、年間収入増加見込額が、概算ですが1,925万円ほどになります。これは自主財源の一助となると思います。本来、公共施設は、住民が中心となる主体的活動の場、住民の憩い・集いの場、日々の教育鍛錬の場、余暇の時間の場、人材育成などのコミュニティの場であることで、これまで無料で貸与してきました。今回、値上げをする提案については、苦渋の決断をさせていただくこととなります。一つ救いは、町共同主催、社会教育団体、公共団体、教育委員会が認める団体や機関、町長が特別の理由があると認める場合は、全額もしくは半額の減免措置があります。また、これまで以上に多くの住民に幅広く使用してもらうことにより、老朽化した公共施設の建てかえの財源の確保、一部の不利益を応分の負担とすることにより、負担の公平性を図るなどの理由があります。最後に採決された場合、施行まで3カ月しかありませんので、十分に住民への説明責任を行い、周知を図り理解を求めることを願いたいと思います。以上のことにより賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第72号、長与町立公民館の設置管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第14、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第15、議案第74号、長与町陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第16、議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第17、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第18、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第19、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、日程第20、議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから、日程第21、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、日程第22、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、日程第23、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、日程第24、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、日程第25、議案第86号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから、日程第26、議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第28、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番（河野龍二議員）

それでは産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について報告いたします。

まず、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例については、平成28年12月12日、委員全員出席のもと、説明員として、緒方建設産業部長、帯田教育委員会次長、日名子管理課長、山口生涯学習課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、公共施設を利用する特定の人が利用利益を受けることと負担の公平性の確保から受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担を求める条例に改正する。平成29年4月1日から施行するという説明でありました。

主な質疑では、町民・町民以外の人が1つの団体の場合、使用料の基準は、の質疑に対し、その占める割合が7割以上で判断するとの答弁。条例にはないが内規があるのかの質疑に対し、現在のところ内規もない。今後、取り決めをつくと答弁。総合公園駐車場利用の使用料は、どのような場合徴収するのかとの質疑に対し、駐車場を利用して飲食販売などがあるので、その場合、使用料を徴収する。町民プールの時間制限を外した理由は、の質疑に対し、時間制限があると時間を超過した場合、長崎市民プールより料金が高くなるため、町民プールの値上げの根拠は、の質疑に対し、収支のバランスでは1人当たり1,300円となった。料金設定の根拠を現行の2倍とした。高校生の場合は一般より軽減が必要と考えて設定した。一般の現行の場合、倍の料金640円でもよいのではないかと。なぜ100円値引きしたのか、の質疑に対し、600円を超えると高いと考え、高校生に110円の上乗せで設定した。テニスコート使用料では、高校生までとなっているが、一般者が付き添えば高校生以下でも可能なのか、の質疑に対し、指導者などの付き添いがあれば可能である。壁打ちコートの使用料も取るようになった理由は、の質疑に対し、過去において長時間占有する事例があったので、1時間を単位に占有する場合には徴収する。大会中の練習の場合などは発生しないと考える。提案理由に、利用者の利益に合った使用料との説明だったが、料金設定の根拠は、の質疑に対し、町外利用者の半額の金額を最低とした。また、施設建設費、維持管理費、減価償却など開館日数、使用面積などで算出し、半分を町が負担として考え算出した。文化団体やスポーツ団体など利用者の声を聞いたか、の質疑に対し、聞いてはいない。どのような説明をするのか、の質疑に対し、3カ月あるので十分な周知をしていきたい。料金設定が安過ぎるのではないかと、もっと高く設定すべきとの意見は出なかったのか、の質疑に対し、あったが活動が制限されるのではないかと、との意見もあり、今回はこのような

提案にした。以上主な質疑がされ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、平成28年12月12日、委員全員出席のもと、説明員として、緒方建設産業部長、日名子管理課長ほか関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、公共施設を利用する特定の人が利用利益を受けることと、負担の公平性の確保から受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担を求める条例に改正する。平成29年4月1日から施行する。主な質疑は、条例7条に別に定める目的で使用するもの、とあるが、どのようなものがあるのかの質疑に対し、施行規則第2条の2で使用の目的を示してある。展示物を回覧するにも使用料が発生するのか、の質疑に対し、展示物を展示するなど施設を占有する場合や会議・行事など占有する場合に使用料が発生する。同施設にはキャンプ場があるがキャンプ場使用は無料か、の質疑に対し、施設使用料は申請が必要だが使用料は発生しない。以上、主な質疑で、採決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、平成28年12月12日、委員全員出席のもと、説明員として、久松住民福祉部長、森川福祉課長ほか関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容では、公共施設を利用する特定の人が利用利益を受けることと負担の公平性の確保から受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担を求める条例に改正する。なお、教養娯楽室の利用については入浴前後の休憩は使用料を免除する。平成29年4月1日から施行する、このような説明が提案されました。主な質疑では集会室、生活相談室がデイサービスに使われているのはいつからか、の質疑に対し、平成13年から使われている。入浴利用者の町民・町外の利用者数は、の質疑に対し、27年度で3万2,073名が利用し、そのうち町外が1,905名である。教養娯楽室利用の場合、入浴利用者に制限がかかるのか、の質疑に対し、利用者の規模にもよるが仕切りなどを活用して利用できるようにしたい。値上げの根拠は、の質疑に対し、費用は収入を差し引いて、約1,660万円の差があり、利用者数で割ると521円となるが、町が半分を負担して260円となったが200円に設定した。現状でも入浴者が時間前に来ても玄関で待たされると聞いた。住民サービスの観点からも時間前であっても教養娯楽室の利用ができないか、の質疑に対し、管理状況を確認し対応したい。以上のような質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

以上報告いたします。

○議長（内村博法議員）

まず、議案第83号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第84号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第88号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第83号、議案第84号、議案第88号の3議案について一括して討論を行います。討論はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では、83号、84号、88号についての討論として、賛成の立場で討論いたします。その中で特に83号の都市公園条例の件ですけれども、いろんな中でたくさん施設がここの中にありますけれども、特に私が自分なりに経験からして心配してるのが、質疑もいたしましたけれども、町民・町民以外の定義のあり方ですね。特にテニスコートの場合が、今までも私もいろいろやってみて、何かひどく混乱してるようであるし、また利用者の人もそういう声を聞いております。質疑の中で、7割以上が一つの基準ということが出たわけですが、規約がまだないということでございますので、住民がわかるような説明ができるような細則というか、やっぱりそういうものに記載といいますか、やっぱりそういうものを今後、していくべきでないかというのが一つの私からのお願い事。それとまた、テニスコートの場合は特に夏休みとか冬休み、あるいは春休みに家族が帰ってきてお父さんと一緒に子供さんとお孫さんとかやる場合があります。そうすると、お父さん1人に対して、利用者が町外・県外になりますので、一つの基準が、ものすごく町外になるような気もするわけです。やっぱりそういうことも一つの細則で記載して、住民にわかるように、トラブルがないように、そういうことをこれから4月までの間にちゃんとやっていってほしい。そういうのを要望して、住民が利用しやすい施設として、他の施設もありますけれども、そういうものをお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は、ただいま議案となっています議案第83号、84号、88号について、反対討論を行います。町内の公共施設の使用料の町民負担増に反対するものです。国保税のときにも申しましたが、町長は、住んでよかった・住み続けたい幸福度日本一の町を目指すと町民の皆さんの前で公言しております。ある町民の方は、この幸福度日本一のわかりやすい政策は高サービスで低負担だと言われてました。的を射た考え方で、だれもが実感できる幸福度のわかりやすさだと思います。そうした考えからすると、今回の提案は幸福度を下げる内容であります。また、他に私は今年の9月、自治会の敬老会の折、その方が楽しみで踊りの練習に行くのだけれども、冷暖房の負担が大変だと。こうした声をかけられました。そのとき、今、長与町では、施設の使用料の引き上げをすべきだという声もあると、こう説明をすると、少ない年金で楽しみにしてるのに何でそんなことするのか、絶対にだめだと、このように言われました。私は町民の気持ちは、皆、同じだと思います。施設の使用料がわずかな金額であれ、負担が増えるのは望ましくあり

ません。わずかな金額だからよいではないかと、そう思うならそれこそわざわざ使用料をとる必要があるのか疑問であります。試算では約1,900万円の増収となりますが、それこそ町民サービスの観点から考えるならば、何ら支障はないしこれまでもそうした努力を行ってきました。今後、公共施設の維持管理費等々の負担が増えるとういう意見もありましたが、それなら町民にこうした負担を求めるにも、財政上もっと検討すべき課題がたくさんあるはずで。そうした問題には目を向けずに、住民負担を押しつける施策は許せません。以上の理由から反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第83号、84号、88号のすべての議案に賛成の立場で討論いたします。今回の一部を改正する条例は、これまで公共施設の一部を除き、町民の方々の施設使用料は無料としてありましたが、施設を利用する者と利用しない者との立場を考慮した負担の公平性を図るため、特定の者が利益を受ける行政サービスにつきまして、それに要した費用をその受益者に負担していただく方が公平だという考え方であり、受益者負担の原理原則に基づく改正だと理解いたしました。また、減免処置については、これまでどおりとのご説明でした。しかしながら、この条例改正により長与町老人福祉センター「丸田荘」に入浴する場合には、入浴料がほぼ2倍になるということです。この施設は、高齢者の方の健康増進や憩いの場としても役割を果たしているものと思います。高齢者の方が健康で生活していくことは、予防医療を行う目的からもとても重要なことです。施設に行くことを毎日楽しみにし、日常的に利用している人たちにとりましては負担増になることであります。そうすることにより、また、利用者が減少する場合も起こることを危惧するところでございます。利用者の立場に立ちまして、減免処置を拡大するなどの何らかの処置も考えていく必要があるというふうに思っております。

今後は、これまで以上に利用者の方々への配慮、サービスの向上、設備に不備が起きたときの施設整備の迅速化を要望いたします。また、今回の改正につきましては、住民の意見は聞いておられないということでございましたので、ぜひ住民の方々に、今後のこの利用料につきましては、丁寧な説明、そして周知を図っていただき、地域の関係者そして町民との相互の理解を深めることで、この公共施設を地域みんなでつくっていく、また育てていくという機運がこの長与町に生まれることを期待し、今後もお一層、サービスの向上に努力していただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論ありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ただいま一括議案とされております3議案全てについて賛成の立場で討論いたします。今回の条例の改正については、いずれも受益者負担の適正化と負担の公平性を図るための措置として、各施設利用者に対して、その使用について応分の負担を求めるという趣旨で使用料については、各施設の維持管理費の一部に充当していくということでもありました。より充実した管理運営ができるものと期待もしております。また、公共性が高いと認められる利用については、使用料を減免するなどの措置も講じられており、改正料金についても現状の利用から急激な負担増とならないよう低額の設定がされているとの印象を持っております。施設を頻繁に利用される町民からほとんど利用されない町民まで、その立場に配慮された改正案であると理解し賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第27、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから日程第28、議案第84号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから、日程第29、議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ただいま議題としております議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

報告をいたします。議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）

は、平成28年12月14日から16日まで、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長ほか各部課長の出席をいただき、審査をいたしました。

提案理由、主な内容について申し上げます。今回の改正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億2,177万8,000円を追加し、補正後の総額を130億5,554万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、9款地方交付税は、普通交付税の未計上分6,348万5,000円を計上。13款国庫支出金は、1項国庫負担金が障害者自立支援給付費負担金などに6,918万9,000円。保育所運営費負担金5,767万7,000円など、合計1億2,686万6,000円を計上。2項国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業補助金に1億1,357万8,000円を、保育所等整備交付金などに1,700万円を計上。14款県支出金は、1項県負担金が障害者自立支援給付費負担金などに3,171万6,000円を、保育所運営費負担金4,978万3,000円など合計8,149万9,000円を計上。17款繰越金は、財源調整のため1億4,270万9,000円を計上。20款町債は、土地区画整理事業充当起債が7,000万円、防災行政無線デジタル化事業充当起債が290万円を計上となっております。

また、歳出の主なものは、2款総務費は、1項総務管理費が例規整備支援業務委託料に466万2,000円、共済費が1,513万6,000円の減額、2項徴税費が時間外勤務手当に360万円など、合計342万9,000円を計上、3款民生費は、1項社会福祉費では、障害者福祉費の扶助費に1億3,471万1,000円、2項児童福祉費では、保育所運営費補助金1億8,000万円など合計4億8,680万8,000円を計上。4款衛生費は、健康診査委託料380万円、ごみ収集委託料362万1,000円、し尿収集委託料に202万5,000円など合計2,085万7,000円を計上、8款土木費は、2項道路橋梁費は、町道等維持補修工事費に1,000万円、5項都市計画費で、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金7,028万5,000円、6項住宅費では、町営住宅補修工事費430万円など合計9,707万8,000円を計上しております。地方債の補正は、土地区画整理事業の限度額を7,000万円増額し、限度額を2億8,830万円に、消防施設整備事業の限度額を290万円増額し、限度額を3億6,470万円に変更するものであります。なお、人件費に関する主なものとして、冒頭に説明がありましたので、説明を加えたいと思います。特別職の補正は、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて、期末手当0.1カ月73万1,000円の増額補正。次に一般職の職員補正は、給料が68万6,000円の増、職員手当が2,411万1,000円の増となり、合計で2,479万7,000円の増額補正となっております。なお、これは人事院勧告、人事異動に伴うもので時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当が増額となっております。また通勤手当、住居手当が減額となっております。以上のような説明がありました。

主な質疑は、総務課関係では、時間外勤務手当が増額補正されているが、どの部門が

どうい理由で増えるのかという問いに、税務課の360万円が1番多くなっている。確定申告に係わるものだが、申告の対象者が増えており、例年の体制で臨む予定であるとの答弁でした。次に、例規整備支援業務委託料は、例規集の整備、差しかえまでの業務にかかる費用か、の問いに、平成29年7月から国及び地方公共団体間の特定個人情報連携が始まる。このため組織体制及び手順等の整備、職員研修の実施、入退室管理の徹底など、個人情報の適正な管理、アクセス制限や権限の管理など、情報システムの技術的な監視などを含め、例規の整備を検討していくとの答弁でした。

契約管財課所管では、庁舎駐車場整備委託料は例年のことであるが、当初予算に計上しなかった理由は何か、の問いに、例年、当初予算に計上していたら見積もり書等を取った時点で、労務単価がつかめていないとのことで見送っていたとの答弁でした。次に、確定申告と3月定例議会が重なり混雑する。議会事務局からもマイカー自粛要請がある。申告に向けて対策を検討しているのか。の問いに、非常勤、パート職員が駐車するケースがあったので、町営駐車場の利用を依頼している、との答弁でありました。

次に地域安全課関係であります。まず、コミュニティ助成事業が不採択となったが、発電機付き投光器は、不採択なら購入しなくても良い程度のものだったのか、の問いに、夜間の出勤などのため、本部分団用に稼働式投光器の購入を予定していたが不採択となって減額補正した。しかし、来年度の補助金申し込みは既に行っているとの答弁でありました。次に、防災行政無線デジタル化整備工事の進捗状況はどうか。聞こえないと苦情もあるとのことだが、本当に機能が発揮できるのか。という問いに対し、屋外拡声子局の工事は完了し、戸別受信機の取り付けが少し残ってる。庁舎の工事が残っていて、防災メールの発信、SNS関係、防災情報のホームページ連携など、複数メディアシステムの構築を進めている。来年1月末には、システムが完成するが住民向けの本格的な運用は3月末を予定している、との答弁でした。

次に政策企画課であります。質疑は、交付金を活用した移住サポートセンターの設置場所等の具体的内容、本町に関する相談件数及び実績はどうかとの問いに、28年4月に県庁と東京会館ふるさと支援センターに開設している。長崎センターには職業支援員2名、相談員が2名、東京には相談員が1名配置され、今年度中に1名増員の予定。本町関係は、移住の相談が3件で、うち1世帯4名が実際に移住されたと聞いているとの答弁であります。

税務課所管では、団塊の世代の定年退職で確定申告者が増えてくると思われる。事務量の増加で体制整備が必要ではないか、との問いに、現状は18時半ぐらいまで申告者を持たせながら、相談を受けている。税務課全体で横断的な応援体制づくりと税務課経験職員の応援を得ながら対応している。今後は動向を見ながら対処していきたいとの答弁でありました。

住民環境課においては、まず、時間外勤務手当の中で、アプリの開発等との説明があったが、開発は委託でなく職員が担当しているのか、の問いに、ごみ分別のカレンダー

については、業者が行政支援としてスポンサーを募り、そのスポンサー料で分別のカレンダーをつくってる。この中で、アプリの話も出ているが、開発ではなく、町の要望等のすり合わせの協議に参加しているものであるという答弁がありました。次に、分別看板設置委託料の45万円は、変える必要のない看板まで変えるための予算ではないのか。設置料まで町が負担しなければならないのか、の問いに、今回、分別の内容について、新しい取り組み事項等を掲載する必要があり、これらを加味して2年契約の縛りと広告内容の冊子の2つの面から予算化しているとの答弁でありました。

次に、福祉課所管であります。まず、障害児の通所支援事業が、1カ所から3カ所になったとの説明だが、増えた理由は何か、の問いに対して、今まで通所ができなかった待機児童が、事業所が2カ所も増えたことから通所サービスを利用するようになった、との答弁であります。次に、子育て世代臨時特例給付金等の申請状況と申請されなかった人は何人ぐらいいたのか、の問いに、臨時福祉給付金は対象者が6,720人を想定していたが、うち未申請者が1,547人、臨時世帯給付金は、対象人数を6,400人、未申請者は24人となっているとの答弁でありました。

こども政策課所管では、まず、児童福祉費補助金が資材費の高騰により増額されたとのことだが、内容は何かとの問いに、保育所等整備交付金でのぞみ保育園の建てかえをしているが、工事に係る資材高騰分として2.2%増額交付されたものと答弁がありました。次に、ひかり・わかば保育園では、追加の形での補助金の申請だったと思うが、これ以外にも申請はあったのか。の問いに、現在、もう1園と協議をしているが、まだ協議は整っていない。協議が整った分は、すべて申請をしているとの答弁でありました。健康保険課所管では、まず、事務量の増加により時間外勤務手当が増額されているが、残業の実態はどうなっているのか、の問いに、残業は1人当たり平均で4月が41時間、5月が45時間、6月が46時間、7月が43時間、8月及び9月は30時間台の前半で推移しているとの答弁でした。次に過重な労働状況だが解消の方向に向かうのか、この状況が続くのか、という問いに、残業が多かったことから11月から1人増員をしてもらったと答弁がありました。

次に介護保険課であります。職員が3人減で、給料は400万円の減だが、時間外勤務手当は、175万円程度増加している。この要因は何かとの問いに、ねんりんピック係3人が減となったが、うち2人は併任辞令で、ねんりんの仕事をし、超過勤務の対象として支出することになる。という答弁でした。

土木管理課所管では、まず危険箇所は90カ所、うち60カ所は早急に補修したいと言われたが、この調査では毎年この程度の数字が上がってくるのか。この問いに、危険箇所の数字は今年度のみのもので、PTA・コミュニティ・民生委員からの指摘によるもの、その他自治会等からのものもあるという答弁でした。次に、長寿命化工事に合わせて補助事業とならない工事をするとのことだが、後日工事をする場合と比較してどの程度経費の削減になるのか、の問いに、概算であるが足場代約90万円がコストカット

できる見込みであるとの答弁でした。

次に、都市計画課所管では、まず、吉無田三根線の都市計画道路地元負担金600万円の内容は何か、の問いに、吉無田三根線の6,000万円の増額補正を県が行うもので事業費の10%が地元負担金となる。工事箇所は、ニュータウン裏口の約80メートルの地点から本川内に向かって約140メートルの区間を工事する予定である、との答弁でありました。次に、高田南土地地区画整理事業は、国の補正内示により繰出金が計上されたが年度内の工事は望めないのではないかという問いに、12月の補正であり2億円の工事を年度内に実施することは難しいことから、3月末までに繰り越しの手続を行うことになると思う、との答弁であります。

次に教育総務課では、洗切小学校体育館のステージ上からの雨漏りで天井板落ちたと聞く、卒業式、入学式を控えている、どう対処するのか。という問いに、今回の補正で計上しているとの答弁でありました。

生涯学習課所管では、長与小学校グラウンドの防球ネット工事は、体育施設使用であれば大人の基準に合わせておくべきではなかったのか。当初計画と今回工事分とのコストの試算はしたのか、の問いに、当初との比較はしていない。今回は防球ネットを継ぎ足した工事費を計上しているとの答弁でした。

次に会計課ですが、加除式計算機はかなり前から使用できない状況だったのか。という問いに、1台は窓口用で2カ月ぐらい前に作動しなくなった。もう1台は2年ぐらい前から調子が悪かったという答弁でありました。主な質疑は以上のとおりであります。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第89号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私は議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算は、委員長報告で詳しく説明がありましたが、人事院勧告による給与等の改定、また、11月の人事異動による増減、長与小学校グラウンドの防球ネット工事、保育園への運営補助金、中尾城公園漏水工事ほかの公園整備工事費、また、PTA・民生委員・自治会長による危険箇所点検時に補修が必要とされた90箇所のうち緊急性の高い60箇所の町道維持補修工事費が主なものです。今回は緊急性の高い60箇所分の補正予算が計上されておりますが、他の30箇所についても、

町民の安全を守るため、29年度の当初予算に計上を検討していただくことを要望し、賛成とさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第32、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算、日程第33、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番（河野龍二議員）

それでは、報告いたします。議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、平成28年12月13日、委員全員出席のもと、説明員として、谷本健康保険部長、志田健康保険課長ほか関係職員を招き審査行いました。提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ756万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ50億7,854万8,000円とする。歳入は、前期高齢者交付金、保険基盤安定化繰入金の確定、また雑入の減額、歳出は額の確定による補正を行っている。主な質疑では、介護納付金がマイナスとなっているが理由はなぜか、の質疑に対し、10月より社会保険の適用が拡大され、それに伴う変更によりマイナスとなっている。歳入欠陥補てんは、28年度末でどれくらいになる予想か、の質疑に対し、予測はできない。内部で補てんする財源などを協議する必要があるのではないか、の質疑に対し、現在、財源も乏しく、計画的に補てんを考える余裕もない。

以上のような質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、平成28年12月13日、委員全員出席のもと、説明員として緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事ほか関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ2億28万5,000円を追加し、補正後歳入歳出総額を10億977万3,000円とする。歳入では、国の補正予算通過により土地区画整理費補助を国・県費とも増額計上。歳出では、人件費及び国庫補助

の増額により委託料を増額している。委託工事の内容は、現在行っている補強工事の進捗と高田越中央線工事に着手できればと考えている。工事の施工については県と協議しながら進めていきたいとの説明が行われました。主な質疑では、高田越中央線の工事内容が示されたが、どのような状況か、の質疑に対し、高田越中央線は延長が1キロメートルあり未整備が479メートル残されている。工事に着手をしたいが通行止めをしての工事ができないため、迂回路などを検討、整備中である。整備完了にどれくらいの期間がかかるのか、の質疑に対し、他の道路との兼ね合いもあり、工事期間中は利用者の迷惑がかかるので期間がかからないような対応をしたい。一部、高田中学校の通学路となっている、対応が必要ではないかの質疑に対し、工事内容が大規模で危険が伴うので、迂回路など計画し、迷惑がかからないよう進めていきたい。国からの活力創出基盤整備総合交付金は継続的な活用ができる補正か、の質疑に対し、この交付金は通常社会資本整備交付金で、今回は経済対策の補正である。来年度からこれまでと同じように予算要望を行っていく。高田越中央線の工事は28年度の残された期間中に整備ができるのか、の質疑に対し、工事の進め方は繰り越しなども考えられる。現状、高田越中央線の工事に着手できるかも含め検討中である。なるだけ二重投資にならないような協議をしている。

以上のような質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

最後に、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）については、平成28年12月13日、委員全員出席のもと、説明員として木島水道局長、濱下水道課長ほか関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、第2条、資本的収入及び支出の収入において、資本的収入を3,371万3,000円増額し、総額を1億2,449万1,000円とするという説明が行われました。主な質疑は、今回の補正は、収入が計上されているが支出はないのかの質疑に対し、補てん財源として収入として上げているので支出の計上はない。補てん財源とは、一般財源などの補てん財源か。の質疑に対し、下水道事業の場合、留保資金や減債積立金などを補てん財源としている、その補てん財源に補充した。

以上のような質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第90号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第90号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第31、議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第32、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第92号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第33、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第34、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第35、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件に

ついて、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

議決された案件につきましての字句・数字その他軽微な整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので許可いたします。吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本日、第4回長与町議会定例会の閉会にあたり、一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。去る6日に開会をしていただきました本定例会は、本日までの15日間の会期で開会いただきました。議員各位におかれましては、大変お疲れさまでございました。各議案につきましては、お手数をおかけすることもありましたけれども、慎重にご審議を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。施設使用料の改正につきましては、利益に合った応分の負担と、負担の公平性の確保を考えまして17議案をお願いし可決をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。町民の皆様や施設利用者の方々には、改正内容の丁寧な説明と周知を図ってまいり所存でございます。また、今回は12名の議員の皆様からご質問いただきご指摘、ご指導をいただいております。議員各位の思いを真摯に受けとめまして、粛々と進めさせていただきたいと思っております。

さて、今年1年を振り返りますと、ご審議いただきました議案件数93件、また、延べ45人の議員様から87件という多くのご質問をいただいております。回答申し上げます点につきましては、誠心誠意、実現へ向けて努力をしておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

今年も残り少なくなっております。寒さも日増しに募り風邪などを引きやすい季節となりましたけれども、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ご自愛しご活躍をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。今年1年大変お世話になりました。心から感謝を申し上げ、来る年が議員各位にとりまして、すばらしい年でありますことを心からご祈念申し上げ、お礼の言葉にかえさせていただきます。

す。本当にありがとうございました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。これで平成28年第4回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。なお議員の皆様は、14時25分より議員全員協議会を開催いたします。議員の皆様方はお集まりください。

（閉会 14時12分）